

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：森トラスト株式会社
代表者：代表取締役 伊達 美和子
所在地：東京都港区虎ノ門二丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト
種 類：高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都港区赤坂二丁目内

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、評価の指標を下回るとしているが、主な走行経路となる区道は、道路幅が狭く、沿道には住宅が存在することから、環境保全のための措置を徹底すること。

【日影、風環境、景観共通】

日影、風環境及び景観の予測・評価において、現況に含まれている赤坂ツインタワー地上部は、既に解体されていることから、解体後の状況を現況とし、予測・評価を見直すとともに、環境保全のための措置を検討すること。